

秋田市公報

あきた

第1166号

令和4年01月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

条例

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課 (第64号)	4
秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	衛生検査課 (第65号)	5
秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例	住宅整備課 (第66号)	6
秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	議会事務局総務課 (第67号)	13

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	人事課 (第33号)	15
秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則	子ども総務課 (第34号)	16
秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国保年金課 (第35号)	17
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課 (第36号)	18
秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課 (第37号)	20

訓令

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課 (第8号)	24
---------------------	-----------	----

教委訓令

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令	教育委員会総務課 (第1号)	25
--------------------------	----------------	----

消防本部訓令

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令	消防本部総務課 (第2号)	26
-----------------------	---------------	----

告示

令和3年度第3期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第321号）	27
指定代理納付者の指定について	情報統計課（第322号）	28
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課（第323号）	29
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について	障がい福祉課（第324号）	30
令和3年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について	市民税課（第325号）	31
令和3年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について	国保年金課（第326号）	32
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第327号）	33
市道路線の認定について	建設総務課（第328号）	34
道路の区域決定および供用開始について	建設総務課（第329号）	36
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の休止および廃止について	保護第一課（第330号）	38
秋田市老人福祉センターの指定管理者の指定について	福祉総務課（第331号）	39
令和3年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第332号）	40
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第333号）	84
秋田市公設地方卸売市場の指定管理者の指定について	市場管理室（第334号）	86
秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の指定管理者の指定について	観光振興課（第335号）	87

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第18号）	88
-----------------	----------------	----

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第58号）	89
-------------------------------------	------------------	----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第13号）	90
----------------	----------------	----

上下水道局告示

指定排水設備工事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第20号）	91
指定給水装置工事業者の指定について	上下水道局給排水課（第21号）	92

公告

秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について	都市計画課	93
放置自転車等の撤去および保管について	交通政策課	94
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	96
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	97
秋田都市計画道路事業の事業計画の図書の写しの縦覧について	都市計画課	98
市有地の売払いについて	財産管理活用課	99
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	102
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	105

農委公告

秋田市農地利用最適化推進委員候補者の募集について	農業委員会事務局	106
--------------------------	----------	-----

消防本部公告

消防法による命令について	秋田消防署	110
--------------	-------	-----

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第64号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者から適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。

秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 12 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 65 号

秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

秋田市公衆浴場法施行条例（平成 24 年秋田市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 24 号中「10 歳」を「7 歳」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 12 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第66号

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する
条例

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例（平成21年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同項の表を次のように改める。

区 分		手数料の金額
一戸建て住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの	新築しようとする場合（以下「新築」という。）	49,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書もしくはその写し（認定申請に係るものに限る。以下この表において「確認書等」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書もしくはその写し（認定申請に係るものに限る。以下この表において「住宅性能評価書等」という。）を提出

		する場合にあっては、15,000円)
	増築し、 又は改築 しようとする場合 (以下 「増改築」という。)	73,000円(確認書等を提出する場合にあっては、21,000円)
住戸の総数(認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この表において同じ。)が5戸以下の共同住宅等(省令第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの	新築	113,000円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、25,000円)
	増改築	168,000円(確認書等を提出する場合にあっては、37,000円)
住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	180,000円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、40,000円)
	増改築	268,000円(確認書等を提出する場合にあっては、59,000円)
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	353,000円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、66,000円)
	増改築	528,000円(確認書等を提出する場合にあっては、97,000円)
住戸の総数が31戸以上50戸以	新築	630,000円(確認書等又は住

下の共同住宅等に係るもの		宅性能評価書等を提出する場合にあっては、104,000円)
	増改築	943,000円（確認書等を提出する場合にあっては、155,000円)
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,081,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、158,000円)
	増改築	1,620,000円（確認書等を提出する場合にあっては、235,000円)
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,997,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、266,000円)
	増改築	3,621,000円（確認書等を提出する場合にあっては、398,000円)
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	2,853,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、337,000円)
	増改築	4,278,000円（確認書等を提出する場合にあっては、504,000円)
住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	新築	3,494,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、382,000円)

	増改築	5,240,000円（確認書等を提出する場合にあっては、571,000円）
--	-----	---------------------------------------

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「第3項」を「第5項」に改め、同項の表を次のように改める。

区 分		手数料の金額
一戸建て住宅に係るもの	新築	24,500円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書もしくはその写し（変更認定申請に係るものに限る。以下この表において「確認書等」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書もしくはその写し（変更認定申請に係るものに限る。以下この表において「住宅性能評価書等」という。）を提出する場合にあっては、7,500円）
	増改築	36,500円（確認書等を提出する場合にあっては、10,500円）
住戸の総数（変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この表において同じ。）が5戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	56,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、12,500円）
	増改築	84,000円（確認書等を提出する場合にあっては、18,500円）

住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	90,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、20,000円）
	増改築	134,000円（確認書等を提出する場合には、29,500円）
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	176,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、33,000円）
	増改築	264,000円（確認書等を提出する場合には、48,500円）
住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	315,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、52,000円）
	増改築	471,500円（確認書等を提出する場合には、77,500円）
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	540,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、79,000円）
	増改築	810,000円（確認書等を提出する場合には、117,500円）
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	998,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、133,000円）
	増改築	1,810,500円（確認書等を提出する場合には、

		199,000円)
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,426,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、168,500円）
	増改築	2,139,000円（確認書等を提出する場合にあっては、252,000円）
住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	新築	1,747,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、191,000円）
	増改築	2,620,000円（確認書等を提出する場合にあっては、285,500円）

第3条第2項を削る。

第5条の見出しを「（譲受人決定認定申請手数料等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第9条第3項の規定による申請に対する認定の事務につき徴収する手数料は、管理者等選任認定申請手数料とし、その額は、当該申請1件につき、3,000円とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（容積率特例許可申請手数料）

第7条 法第18条第1項の規定による容積率の特例に係る申請に対する許可の事務につき徴収する手数料は、容積率特例許可申請手数料とし、その額は、当該申請1件につき、160,000円とする。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第67号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

10 市議会議員が、その任期中に長期欠席（1の定例会の開会の日から当該定例会の閉会后最初に招集される定例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間に開かれる次に掲げるもの（以下「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をした場合において、閉会日後に当該市議会議員が最初に会議等に出席した日（以下「出席日」という。）の属する月（以下「出席月」という。）の前月が閉会日の属する月（以下「閉会月」という。）の翌月以後の月であるときは、閉会月の翌月から出席月の前月までの議員報酬の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める議員報酬の月額に100分の70を乗じて得た額とする。ただし、当該長期欠席が出産、公務上の災害又は当該市議会議員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者もしくは無症状病原体保有者であることによるものであるときは、この限りでない。

(1) 会議

(2) 委員会

(3) 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場

(4) 派遣（委員会によるものを含む。）の目的である調査等を行うための場

第5条に次の2項を加える。

- 3 市議会議員が、その任期中に長期欠席をした場合において、出席日の前日が閉会日の翌日以後の日であるときは、閉会日の翌日から出席日の前日までの間にある基準日（秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第26条第1項に規定するそれぞれの基準日をいう。）に係る期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に100分の50を乗じて得た額とする。第2条第10項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 4 前項前段の場合における期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、第2条第10項本文の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「令和3年1月1日」を「令和4年1月1日」に改め、同項中「令和3年1月1日」を「令和4年1月1日」に、「令和2年1月1日」を「令和3年1月1日」に改める。

附則第6項中「令和2年1月1日」を「令和3年1月1日」に改める。

附則第7項中「令和3年1月1日」を「令和4年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 34 号

秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和 63 年秋田市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の 5 の (1) のイ中「404,000 円」を「408,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市国民健康保険条例施行規則（昭和58年秋田市規則第14号）の一部
を次のように改正する。

第9条第3項中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出産した者から適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第5号の次に次のように加える。

5の 2	出生サポート	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
---------	--------	---------------------------------------	---

第14条第2項中「前項の表第3号の2」の次に「、第5号の2」を加える。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別休暇の特例）

第7条 第14条第1項の表第4号の結婚の日が平成31年2月8日から令和4年1月7日までの間にある職員（同月1日前に当該結婚の日に係る同号の休暇を使用した職員を除く。）に係る同号の規定の適用については、同号中「結婚の日の7日前の日から当該結婚の日以後1月を経過する日（その日までにこの号の休暇を使用することが困難な場合にあっては、1年を経過する日）」とあるのは、「令和4年1月1日から市長が定め

る日以後1年を経過する日」とし、当該結婚の日が同月8日から市長が定める日までの間にある職員に係る同号の規定の適用については、同号中「当該結婚の日以後1月を経過する日（その日までにこの号の休暇を使用することが困難な場合にあつては、1年を経過する日）」とあるのは、「市長が定める日以後1年を経過する日」とする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中第10号を第15号とし、第6号から第9号までを5号ずつ繰り下げ、第5号を第8号とし、同号の次に次のように加える。

9	出産補助	会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場で、会計年度任用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	会計年度任用職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日以後2週間を経過するまでの期間内における2日の範囲内の期間
10	出産時養育	会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間	当該期間内における5日の範囲内の期間

	<p>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子および条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	
--	---	--

第14条第1項の表中第4号を第7号とし、第3号の次に次のように加える。

4	出生サポート	<p>会計年度任用職員（1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1の年度における勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。第9号および第10号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
5	出産（産前）	<p>6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>

		する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	
6	出産（産後）	女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）

第14条第2項の表中第3号および第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同表第10号中「第6号」を「第4号」に改め、同号を同表第8号とし、同条第3項中「前項の表第7号および第8号」を「第1項の表第4号、第9号および第10号ならびに前項の表第5号および第6号」に改め、同条第6項中「第2項の表第10号」を「第2項の表第8号」に改める。

第17条中「第14条第2項の表第3号および第4号」を「第14条第1項の表第5号および第6号」に改める。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別休暇の特例）

5 第14条第1項の表第3号の結婚の日が令和2年4月1日から令和4年1月7日までの間にある会計年度任用職員（同月1日前に当該結婚の日に係る同号の休暇を使用した会計年度任用職員を除く。）に係る同号の規定の適用については、同号中「結婚の日の7日前の日から当該結婚の日以後1月を経過する日（その日までにこの号の休暇を使用することが困難な場合にあっては、1年を経過する日）」とあるのは、「令和4年1月1日から市長が定める日以後1年を経過する日」とし、当該結婚の日が同月8日から市長が定める日までの間にある会計年度任用職員に係る同号の規定の適用については、同号中「当該結婚の日以後1月を経過

する日（その日までにこの号の休暇を使用することが困難な場合にあつては、1年を経過する日）」とあるのは、「市長が定める日以後1年を経過する日」とする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

秋田市訓令第 8 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 12 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成 7 年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように
改正する。

第 13 条 第 1 項 第 3 号 中 「第 6 号」 を 「第 5 号 の 2」 に 改 め る 。

附 則

この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

秋田市教委訓令第1号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令
秋田市教育委員会職員服務規程（平成7年秋田市教委訓令第2号）の一
部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「第6号」を「第5号の2」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

秋田市消防本部訓令第2号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

秋田市消防職員服務規程の一部を改正する訓令
秋田市消防職員服務規程（平成28年秋田市消防本部訓令第5号）の一部
を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「第6号」を「第5号の2」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

秋田市告示第321号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度第3期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第322号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定代理納付者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年12月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
別紙（省略）のとおり
- 3 指定代理納付者を指定した年月日
令和3年12月13日

秋田市告示第323号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年12月15日

秋田市長 穂積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
195	佐野薬局原の町店	秋田市保戸野鉄砲町10番6号	令和4年 1月1日

秋田市告示第325号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月17日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

P A G T U L I N G A N R Y A N J A K E R I V E R A

秋田市横森三丁目8番4号 サワームゾンB 102

2 送達すべき書類の名称

令和3年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定
・変更通知書

秋田市告示第326号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月17日

秋田市長 穂積 志

- 1 公示送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	柳館松崎 2号線	秋田市下北手柳館字向田289番2地先 秋田市下北手松崎字前谷地34番2地先	1,335.80	5.1 ～ 28.0
	新	柳館松崎 2号線	秋田市下北手柳館字向田289番2地先 秋田市下北手松崎字前谷地34番2地先	1,335.80	5.1 ～ 28.0

2 区域変更および供用開始の期日

令和3年12月17日

3 縦覧期間

令和3年12月17日から令和4年1月12日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和3年12月29日から令和4年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月23日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
21021	手形十七流29号線	手形字蛇野187番地先		
		手形字十七流55番地先		
21022	手形十七流30号線	手形字十七流208番1地先		
		手形字蛇野4番地先		
21023	手形十七流31号線	手形字十七流74番地先		
		手形字蛇野151番地先		
21024	二ツ屋一丁目16号線	仁井田二ツ屋一丁目248番12地先		
		仁井田二ツ屋一丁目248番7地先		
60890	新屋寿町14号線	新屋寿町319番68地先		
		新屋寿町319番88地先		
60891	新屋豊町17号線	新屋豊町464番17地先		
		新屋豊町464番9地先		

2 縦覧期間

令和3年12月23日から令和4年1月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和3年12月29日から令和4年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月23日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
21021	手形十七流29号 線	手形字蛇野187番地先	236.00	6.00
		手形字十七流55番地先		
21022	手形十七流30号 線	手形字十七流208番1地先	55.10	6.00
		手形字蛇野4番地先		
21023	手形十七流31号 線	手形字十七流74番地先	97.10	6.00
		手形字蛇野151番地先		
21024	二ツ屋一丁目16 号線	仁井田二ツ屋一丁目248番12地先	54.70	6.00
		仁井田二ツ屋一丁目248番7地先		
60890	新屋寿町14号線	新屋寿町319番68地先	66.60	4.00
		新屋寿町319番88地先		
60891	新屋豊町17号線	新屋豊町464番17地先	64.20	4.00
		新屋豊町464番9地先		

2 縦覧期間

令和3年12月23日から令和4年1月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和3年12月29日から令和4年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月23日

秋田市長 穂 積 志

1 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
愛染会居宅介護支援事業所	秋田市飯島新町一丁目3番15号	令和3年12月31日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
はあとらんの風	秋田市外旭川八柳一丁目17番13号	令和3年11月14日

秋田市告示第331号

秋田市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年12月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市老人福祉センター
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
会長 黒 崎 義 雄
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第332号

令和3年12月22日の「令和3年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年12月24日

秋田市長 穂 積 志

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第¹¹~~10~~号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第¹¹~~10~~号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ771,136千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ^{148,564,776}~~146,459,399~~千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	分担金及び負担金	484,560	1,427	485,987
	2 負担金	482,810	1,427	484,237
16	国庫支出金	30,891,753 28,786,376	82,629	30,974,382 28,869,005
	1 国庫負担金	20,415,771	7,879	20,423,650
	2 国庫補助金	10,413,346 8,307,969	74,750	10,488,096 8,382,719
17	県支出金	11,619,127	32,258	11,651,385
	1 県負担金	6,383,959	475	6,384,434
	2 県補助金	4,508,334	31,783	4,540,117
19	寄附金	473,853	329,000	802,853
	1 寄附金	473,853	329,000	802,853
20	繰入金	3,766,583	29,383	3,795,966
	2 基金繰入金	3,543,755	29,383	3,573,138
22	諸収入	8,311,193	39	8,311,232
	5 雑入	1,108,745	39	1,108,784
23	市債	17,368,600	296,400	17,665,000
	1 市債	17,368,600	296,400	17,665,000
	歳入合計	147,793,640 145,688,263	771,136	148,564,776 146,459,399

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	17,808,753	257,575	18,066,328
	1 総務管理費	15,659,402	257,575	15,916,977
3	民生費	55,547,637 53,442,260	21,777	55,569,414 53,464,037
	1 社会福祉費	24,364,167	3,660	24,367,827
	2 児童福祉費	21,999,028 19,893,651	18,117	22,017,145 19,911,768
4	衛生費	13,516,521	110,940	13,627,461
	2 保健所費	5,344,302	84,617	5,428,919
	7 母子衛生費	673,910	26,323	700,233
5	労働費	878,662	10,423	889,085
	1 労働諸費	878,662	10,423	889,085
6	農林水産業費	3,447,342	39,836	3,487,178
	1 農業費	2,580,624	31,776	2,612,400
	3 林業費	341,307	8,060	349,367
7	商工費	10,235,587	21,563	10,257,150
	1 商工費	10,235,587	21,563	10,257,150
8	土木費	16,074,896	236,274	16,311,170
	2 道路橋りょう費	4,856,246	155,488	5,011,734
	3 河川費	522,823	74,500	597,323
	5 都市計画費	5,020,119	6,286	5,026,405
10	教育費	12,194,441	72,748	12,267,189
	1 教育総務費	1,757,614	56,860	1,814,474
	6 社会教育費	2,558,069	15,888	2,573,957
歳 出 合 計		147,793,640 145,688,263	771,136	148,564,776 146,459,399

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	あきた芸術劇場整備事業	千円 11,406,804	平成29年度	千円 44,154	千円 11,493,504	平成29年度	千円 44,154
				平成30年度	1,236,693		平成30年度	1,236,693
				令和元年度	2,625,162		令和元年度	2,625,162
				令和2年度	3,733,203		令和2年度	3,733,203
				令和3年度	3,767,592		令和3年度	3,841,542
							令和4年度	12,750
10 教育費	6 社会教育費	旧松倉家住宅修復整備事業	468,958	令和元年度	76,098	477,938	令和元年度	76,098
				令和2年度	213,509		令和2年度	213,509
				令和3年度	96,962		令和3年度	96,962
				令和4年度	82,389		令和4年度	91,369

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	冬みち安全安心対策除雪強化事業	千円 155,488
	3 河川費	古川流域治水対策事業	74,500
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	265,484
		地方道路交付金事業	1,510,510

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和3年度 ） 令和4年度	千円 6,688
電子入札システム改修経費	令和3年度 ） 令和4年度	23,166
あきた芸術劇場施設管理運営費	令和3年度 ） 令和8年度	652,660
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和3年度 ） 令和4年度	393,828
行政事務システム改修経費	令和3年度 ） 令和4年度	3,430
油谷これくしょん活用推進事業	令和3年度 ） 令和4年度	5,923
「東北絆まつり2022秋田」開催経費	令和3年度 ） 令和4年度	189,210
「美術館の街」活性化事業	令和3年度 ） 令和4年度	7,162
後期高齢者健康診査事業	令和3年度 ） 令和4年度	107,393
社会福祉関連サービス委託経費等	令和3年度 ） 令和4年度	42,753
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和3年度 ） 令和4年度	159,044
老人福祉関連サービス委託経費等	令和3年度 ） 令和4年度	143,267
健康管理関連事業委託経費等	令和3年度 ） 令和4年度	17,797

事 項	期 間	限 度 額
在宅子育てサポート事業	令和3年度 } 令和4年度	千円 15,950
道路維持修繕事業	令和3年度 } 令和4年度	200,000
道路改良事業	令和3年度 } 令和4年度	130,000
側溝改良事業	令和3年度 } 令和4年度	120,000
橋りょう修繕事業	令和3年度 } 令和4年度	200,000
道路排水路等整備事業	令和3年度 } 令和4年度	20,000
古川流域治水対策事業	令和3年度 } 令和4年度	8,569
都市公園バリアフリー化事業	令和3年度 } 令和4年度	7,000
交通系 I C カード運用経費	令和3年度 } 令和8年度	9,520
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定文書法制課分)	令和3年度 } 令和4年度	3,119
同 上 (令和3年度設定防災安全対策課分)	令和3年度 } 令和4年度	18,378
同 上 (令和3年度設定契約課分)	令和3年度 } 令和4年度	13,332
同 上 (令和3年度設定財産管理活用課分)	令和3年度 } 令和4年度	24,171

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定工事検査室分)	令和3年度 } 令和4年度	千円 7,451
同 上 (令和3年度設定企画調整課分)	令和3年度 } 令和4年度	1,215
同 上 (令和3年度設定財政課分)	令和3年度 } 令和4年度	4,000
同 上 (令和3年度設定情報統計課分)	令和3年度 } 令和4年度	180,749
同 上 (令和3年度設定広報広聴課分)	令和3年度 } 令和4年度	137,005
同 上 (令和3年度設定市民税課分)	令和3年度 } 令和4年度	4,582
同 上 (令和3年度設定東京事務所分)	令和3年度 } 令和4年度	6,024
同 上 (令和3年度設定観光振興課分)	令和3年度 } 令和4年度	266,002
同 上 (令和3年度設定文化振興課分)	令和3年度 } 令和4年度	4,079
同 上 (令和3年度設定スポーツ振興課分)	令和3年度 } 令和4年度	106,244
同 上 (令和3年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和3年度 } 令和4年度	108,507
同 上 (令和3年度設定大森山動物園分)	令和3年度 } 令和4年度	24,651
同 上 (令和3年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和3年度 } 令和4年度	1,523

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定千秋美術館分)	令和3年度 } 令和4年度	千円 75,861
同 上 (令和3年度設定赤れんが郷土館分)	令和3年度 } 令和4年度	496
同 上 (令和3年度設定民俗芸能伝承館分)	令和3年度 } 令和4年度	227
同 上 (令和3年度設定佐竹史料館分)	令和3年度 } 令和4年度	6,664
同 上 (令和3年度設定文化会館分)	令和3年度 } 令和4年度	86,220
同 上 (令和3年度設定生活総務課分)	令和3年度 } 令和4年度	1,041
同 上 (令和3年度設定市民課分)	令和3年度 } 令和4年度	4,698
同 上 (令和3年度設定西部市民サービスセンター分)	令和3年度 } 令和4年度	40,197
同 上 (令和3年度設定北部市民サービスセンター分)	令和3年度 } 令和4年度	90,898
同 上 (令和3年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和3年度 } 令和4年度	34,110
同 上 (令和3年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和3年度 } 令和4年度	11,866
同 上 (令和3年度設定南部市民サービスセンター分)	令和3年度 } 令和4年度	81,251
同 上 (令和3年度設定東部市民サービスセンター分)	令和3年度 } 令和4年度	51,950

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定中央市民サービスセンター分)	令和3年度 } 令和4年度	千円 68,538
同 上 (令和3年度設定市民相談センター分)	令和3年度 } 令和4年度	2,641
同 上 (令和3年度設定福祉総務課分)	令和3年度 } 令和4年度	102,030
同 上 (令和3年度設定食肉衛生検査所分)	令和3年度 } 令和4年度	3,806
同 上 (令和3年度設定保健総務課分)	令和3年度 } 令和4年度	15,575
同 上 (令和3年度設定子ども総務課分)	令和3年度 } 令和4年度	317
同 上 (令和3年度設定子ども育成課分)	令和3年度 } 令和4年度	7,856
同 上 (令和3年度設定環境総務課分)	令和3年度 } 令和4年度	2,434,625
同 上 (令和3年度設定産業企画課分)	令和3年度 } 令和4年度	266,970
同 上 (令和3年度設定建設総務課分)	令和3年度 } 令和4年度	154,294
同 上 (令和3年度設定都市総務課分)	令和3年度 } 令和4年度	280,081
同 上 (令和3年度設定会計課分)	令和3年度 } 令和4年度	168
同 上 (令和3年度設定議会事務局分)	令和3年度 } 令和4年度	3,333

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定選挙管理委員会事務局分)	令和3年度 } 令和4年度	千円 61
同 上 (令和3年度設定農業委員会事務局分)	令和3年度 } 令和4年度	557
同 上 (令和3年度設定教育委員会総務課分)	令和3年度 } 令和4年度	64,717
同 上 (令和3年度設定学事課分)	令和3年度 } 令和4年度	105,887
同 上 (令和3年度設定教育研究所分)	令和3年度 } 令和4年度	3,992
同 上 (令和3年度設定生涯学習室分)	令和3年度 } 令和4年度	205
同 上 (令和3年度設定太平山自然学習センター分)	令和3年度 } 令和4年度	15,349
同 上 (令和3年度設定自然科学学習館分)	令和3年度 } 令和4年度	23
同 上 (令和3年度設定中央図書館明德館分)	令和3年度 } 令和4年度	3,163
同 上 (令和3年度設定秋田商業高等学校分)	令和3年度 } 令和4年度	1,223
同 上 (令和3年度設定御所野学院高等学校分)	令和3年度 } 令和4年度	11,281
同 上 (令和3年度設定附属高等学院分)	令和3年度 } 令和4年度	1,404
同 上 (令和3年度設定消防本部総務課分)	令和3年度 } 令和4年度	16,501

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 3,102,600	千円 66,500	千円 3,169,100			
道路橋りょう費	1,823,100	229,900	2,053,000			
計	17,368,600	296,400	17,665,000			

令和3年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 452,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	78,967

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定)	令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 16,361

令和3年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定)	令和3年度 ） 令和4年度	千円 10,177

令和 3 年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定)	令和3年度 ） 令和4年度	千円 4,443

令和 3 年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定)	令和3年度 ） 令和4年度	千円 98,369

令和3年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定)	令和3年度 ） 令和4年度	千円 18,372

令和3年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定)	令和3年度 ） 令和4年度	千円 11,879

令和3年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定)	令和3年度 ） 令和4年度	千円 281,244

令和3年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和3年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和3年度 ） 令和4年度	千円 557,617
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定福祉総務課分)	令和3年度 ） 令和4年度	3,116

令和3年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和3年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和3年度から4年度まで	433,864千円
水道施設切廻等 業務委託経費	令和3年度から4年度まで	110,000千円
鉛製給水管取出部 解消業務委託経費	令和3年度から4年度まで	50,000千円
配水ポンプ場等 設備更新事業	令和3年度から4年度まで	20,000千円
管体補修工事	令和3年度から4年度まで	20,000千円
配水管整備事業	令和3年度から4年度まで	799,000千円
配水幹線整備事業	令和3年度から4年度まで	56,000千円

令和3年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和3年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和3年度から4年度まで	522,973千円
管渠建設事業	令和3年度から4年度まで	923,000千円

令和3年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和3年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和3年度から4年度まで	58,113千円

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238,161千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,802,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	30,974,382	135,661	31,110,043
	2 国庫補助金	10,488,096	135,661	10,623,757
17	県支出金	11,651,385	102,500	11,753,885
	2 県補助金	4,540,117	102,500	4,642,617
	歳入合計	148,564,776	238,161	148,802,937

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		55,569,414	238,161	55,807,575
	1 社会福祉費	24,367,827	238,161	24,605,988
	歳 出 合 計	148,564,776	238,161	148,802,937

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第13号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,074,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,877,405千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	31,110,043	2,074,468	33,184,511
	2 国庫補助金	10,623,757	2,074,468	12,698,225
	歳入合計	148,802,937	2,074,468	150,877,405

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		55,807,575	2,074,468	57,882,043
	2 児童福祉費	22,017,145	2,074,468	24,091,613
	歳 出 合 計	148,802,937	2,074,468	150,877,405

秋田市告示第333号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年12月27日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和3年11月2日から同月27日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和3年12月27日から令和4年6月27日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第334号

秋田市公設地方卸売市場の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年12月28日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市公設地方卸売市場

2 指定管理者

秋田市外旭川字待合28番地

あきた市場マネジメント株式会社

代表取締役 渋谷 重 春

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第335号

秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により
告示する。

令和3年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市にぎわい交流館
秋田市中通一丁目自動車駐車場
- 2 指定管理者 あきたまちづくり共同企業体
代表者 秋田まちづくり株式会社
代表取締役社長 畠 山 豊
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市教委告示第18号

令和3年12月24日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年12月21日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋市選管告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和3年12月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,245 人
2	6分の1の数	43,702 人
3	3分の1の数	87,404 人

秋田市農委告示第13号

令和3年12月17日午後2時秋田市役所職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年12月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画(令和3年度第9号)に関する件
- 4 競(公)売等適格証明申請に関する件

秋田市上下水道局告示第20号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和3年12月14日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社永井建設	永 井 崇	秋田市太平寺庭字寺庭222番地の1	令和3年11月20日

秋田市上下水道局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和3年12月21日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社テクノ ジャパンサービ ス	縦 山 義 友	宮城県仙台市泉区松 森字新田109	令和3年12月16日

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局長より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年12月1日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業 3・4・11号 新屋土崎線

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（61台）

- ア 追分駅前自転車等駐車場 26台
- イ 上飯島駅自転車等駐車場 2台
- ウ 土崎図書館前自転車等駐車場 4台
- エ 土崎駅前自転車等駐車場 6台
- オ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 6台
- カ 外旭川駅前広場第一自転車等駐車場 1台
- キ 新屋駅前自転車等駐車場 4台
- ク 牛島駅西自転車等駐車場 1台
- ケ 牛島駅東自転車等駐車場 1台
- コ 秋田駅東自転車等駐車場 1台
- サ 秋田駅西地下自転車駐車場 6台
- シ アトリオン広場地下自転車駐車場 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和3年11月5日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前9時から午後5時まで
- イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和3年12月3日から令和4年6月3日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話888-5766

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年11月26日付け秋田市指令第6515号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年12月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市四ツ小屋字城下当场63番12
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市横森三丁目14番9号
ライフキャップ横森H
伊 藤 友 野

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年10月20日付け秋田市指令第6006号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年12月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字西潟敷153番3

- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市牛島西二丁目4番9-7号
佐藤 克 考
秋田市牛島西二丁目4番9-7号
佐藤 奈津子

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局長より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年12月15日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業 3・4・31号 明田外旭川線

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和3年12月15日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市外旭川字鳥谷場117番14	宅地	124.22㎡	3,106,000円
2	秋田市将軍野向山108番4	宅地	165.36㎡	5,309,000円
3	秋田市仁井田字小中島64番2	雑種地	268.20㎡	1,478,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 6-A会議室
- (2) 入札 令和4年1月21日(金) 午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和3年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地

名 称 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳 井 隆 博

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

名 称 株式会社伊徳

代表取締役 塚 本 徹

所在地 秋田県大館市清水四丁目4番15号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 サンデー土崎港北店・いとく自衛隊通店

所在地 秋田県秋田市土崎港北二丁目17番14 他5筆

(3) 変更した事項

設置者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代

表者の氏名

変更前 三菱UFJリース株式会社
代表取締役 柳 井 隆 博
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社伊徳
秋田県大館市清水四丁目4番15号
代表取締役 塚 本 徹

変更後 三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役 柳 井 隆 博
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社伊徳
秋田県大館市清水四丁目4番15号
代表取締役 塚 本 徹

(4) 変更年月日

令和3年4月1日

(5) 変更理由

設置者の名称に変更が生じたため

2 届出年月日

令和3年12月10日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和3年12月20日から令和4年4月20日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和3年12月29日から令和4年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市農委公告

秋田市農地利用最適化推進委員候補者を次のとおり募集するので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定により、公告する。

令和3年12月21日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 募集区域および人数

区 域	地 区	募集人数
第4区域	河辺三内地区	1人

2 任用期間

令和4年2月18日から令和5年7月19日まで

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認や調査、農地所有者との面談など）を担当する。必要に応じて農業委員会総会に出席する場合もある。

(1) 主な業務

- ア 担い手への農地の集積・集約化
- イ 耕作放棄地の発生防止・解消
- ウ 新規参入の促進等に伴う現地での調査
- エ 指導および監視業務
- オ 人・農地プランの推進

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）に基づき支給する。

農地利用最適化推進委員	委員	月額 31,000円
		日額 10,000円
		年額 国からの交付金の範囲内で活動時間に応じた額

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に係る手続等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募しようとする者は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、次の問合せ先へ提出すること。

8 推薦・応募期間

令和4年1月4日（火）から同月28日（金）まで

※ 農業委員会事務局へ持参する場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

※ 郵送の場合は、1月28日（金）必着

9 選考方法

秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。結果については、2月中旬に秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および募集に係る書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市農業委員会事務局（本庁舎4階）

電話 018-888-5796

11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報 は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口かホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
秋田市農業委員会事務局	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号(5階)	018-888-5796
河辺市民サービスセンター産業・建設・地域支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセンター産業・建設・地域支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

秋田市農業委員会ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>

※ 上記の秋田市ホームページのサイト内検索欄に「1032776」と入力して検索

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

防火対象物の所在地 秋田市大町一丁目4番34号
防火対象物の名称 大町マンション
命令を受けた者の氏名 株式会社高橋地産
代表取締役 高 橋 伸 浩

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反している
ので、令和3年12月6日付けで消防法第17条の4第1項の規定に基づ
き、次の事項を命じたものである。

命令事項

令和4年4月28日までに、当該防火対象物の屋内消火栓設備を政令で定める
技術上の基準に従い有効に作動するよう改修すること。

（消防法第17条第1項、消防法施行令第11条、消防法施行規則第12条）

令和3年12月6日

秋田消防署長
伊 藤 博 之